

1 改正後の武蔵野市長期計画条例で規定する事項（案）

【注意】 条例で規定する事項（案）は現在の考え方を示すもので、文言については今後決定する。

条例に規定する事項（案）	該当する現行の規定	課題及び考え方
1 趣旨		
武蔵野市が、武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。	【条例】 第1条 この条例は、武蔵野市（以下「市」という。）が武蔵野市自治基本条例（令和2年3月武蔵野市条例第2号）第23条第1項の規定により策定する武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）について必要な事項を定めるものとする。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
2 定義		
この条例における用語の定義は、次に掲げるものとする。		【考え方】 ・ 条を新設
○ 市政運営の基本理念 武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の長期計画の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるもの	【規則】 第2条 条例第2条第1項に規定する市政運営の基本理念とは、武蔵野市の目指すべき将来像、まちづくりの目標その他の武蔵野市長期計画（以下「長期計画」という。）の計画期間における市政運営に係る基本的な方向性を定めるものをいう。	【課題】 ・ 条例で規定がない。 【考え方】 ・ 条例で規定することとし、内容は継承する。
○ 基本施策 市政運営の基本理念を受けて、分野別の課題を解決するために定める基本的な方針及び方策	【規則】 第7条 条例第5条に規定する施策の大綱とは、長期計画の計画期間に実施すべき政策に係る具体的な施策の基本的事項を定めるものをいう。	【課題】 ・ 条例で規定がない。 ・ 議決事項である施策の大綱（≡基本的施策）は、「具体的な施策の基本的事項」と規定されており、調整計画策定時に、施策の変更に伴い基本施策の表現が変更となり、施策の大綱も変更されたように見えてしまう懸念がある。 【考え方】 ・ 条例で規定することとする。 ・ 施策の大綱を、「市政運営の基本理念を受けて、分野別の課題を解決するために定める基本的な方針及び方策」とし、紛れがないよう「基本施策」として定義。調整計画策定時は基本施策に沿って施策を設定する形とする。
○ 実行計画 市政運営の基本理念及び基本施策の実現に向けて、長期計画の計画期間に実施すべき施策及び事業を定めるもの	（新設）	【課題】 ・ 条例、規則で規定がない 【考え方】 ・ 条例で規定することとする。 ・ 議決事項である市政運営の基本理念及び基本施策の部分を除いた、計画期間に実施すべき施策及び事業を定めるものと規定
○ 展望計画 長期計画の計画期間における将来の動向やあるべき姿の実現に向けた道筋や方策を定めるもの	（新設）	【課題】 ・ 条例で規定がない 【考え方】 ・ 条例で規定することとする。 ・ 具体的な施策及び事業ではなく、実現に向けた道筋や方策を定めるものと規定
○ 調整計画 実行計画策定後の市政を取り巻く状況の変化等に対応するため、当該実行計画を見直して策定するもの	【規則】 第4条 条例第3条に規定する新たな実行計画は、調整計画と称する。	【課題】 ・ 条例に「調整計画」の文言が出てこない 【考え方】 ・ 条例で規定することとする。 ・ 市政を取り巻く状況の変化等に対応するため、実行計画を見直して策定するものと規定
3 計画策定の理念		
市長は、武蔵野市自治基本条例第23条第2項の規定に基づき、市民、議員、職員が対等な立場で参加し、全市的な議論を通じて行うことで、同条例第3条に規定する基本原則を踏まえながら、本市が継承してきた市民自治をさらに発展させ、市民と行政の信頼関係に基づく計画的、総合的な市政運営を実現するよう長期計画を策定するものとする。	（新設）	【課題】 ・ 自治基本条例前文、第3条、第23条に長期計画に係る基本的な考え方は記載されているものの、明文化されたものはない。 【考え方】 ・ 一部自治基本条例と重なる部分はあるが、大切なことなので条を新設して規定
4 長期計画		
○ 長期計画に定める事項 長期計画は、市政運営の基本理念及び基本施策、当該計画期間に実施すべき施策及び事業、財政の見通しその他市長が必要と認める事項を定めるものとする。	【条例】 第2条 長期計画は、市政運営の基本理念、当該計画期間に実施すべき政策、財政の見通し等を定めるものとする。	【課題】 ・ 財政の見通し「等」が何を指しているのか分かりにくい。（財政の見通しに関連するものと見える） ・ 「政策」の範囲が分かりにくい 【考え方】 ・ 長期計画は、「市政運営の基本理念」、「基本施策」「実施すべき施策及び事業」、「財政の見通し」は必ず定めるものとし、それ以外は「市長が必要と認める事項」として定めるよう規定

○ 議決事項 市長は、長期計画の策定を行うときは、当該長期計画のうち<u>市政運営の基本理念及び基本施策について、市議会の議決を必要とすること。</u>	条例 第5条 市長は、長期計画の策定を行うときは、長期計画のうち市政運営の基本理念及び施策の大綱について、市議会の議決を経なければならない。	【課題】 ・ 議決範囲が分かり辛い。調整計画策定時に施策の大綱部分が変更されているようにみえる懸念がある。 【考え方】 ・ 議決事項は「市政運営の基本理念及び基本施策」とする ・ 計画策定時に議決部分と実行計画部分を明確に分離する。
○ 長期計画の計画期間 長期計画は、10 年を1 期とし、当該計画期間の前期5 年の実行計画及び展望計画を定めること。	条例 第2条Ⅱ 長期計画は、10 年を1 期として定め、当該計画期間の前期5 年を実行計画とし、後期5 年を展望計画とする。	【課題】 ・ なぜ10 年なのか。市長任期4 年との整合は 【考え方】 ・ 現行のままとする。 ・ 現行では、実行計画期間終了1 年前に調整計画期間を開始させており、市長任期と整合。また、臨時的調整計画策定によりスケジュールがずれた場合でも、次期計画の策定期間をずらす余地を残す。 ・ 計画期間を10 年以上とすると、社会情勢の変化に対応し辛いこと、5 年と短くすると、中長期的な方向性を示すのが難しいことから、現行の10 年が適正と考える。 ・ 展望計画は、後期5 年分ではなく、長期計画期間を通じてのものとなるので、展望計画の期間は定めないものとする。
○ 次期長期計画の策定 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、<u>原則として</u>現行の長期計画の計画期間の満了の2 年度前を次期計画期間の始期として、策定すること。	規則 第5条 市長は、現行の長期計画に基づく市政運営から次期の長期計画に基づく市政運営への円滑な移行を図るため、当該現行の長期計画の計画期間の末日の2 年前の日の翌日を計画期間の始期として、次期の長期計画を策定するものとする。	【課題】 ・ 条例で規定がない。 ・ 次期計画の策定が1 年前倒し（四長⇒五長）、2 年後ろ送り（六長⇒七長）となったケースが過去にある。 【考え方】 ・ 今後も調整計画の策定期間により、次期長期計画の策定期間も変動する可能性があることから、「原則」としたうえで条例に規定
○ 市が実施する施策及び事業の根拠 市が新たに実施しようとする施策及び事業は、<u>全て長期計画の実行計画・調整計画で定める施策にその根拠を必要とすること。</u>ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでないこと。	条例 第2条Ⅲ 市が実施する政策は、すべて長期計画にその根拠がなければならない。ただし、速やかな対応が特に必要と認められるものは、この限りでない。 規則 第3条 条例第2条第3項に規定する市が実施する政策とは、長期計画の策定後において、新たに実施する必要が生じた政策をいう。	【課題】 ・ 何をもって「長期計画に根拠がある」といえるのか、範囲や具体的な記載等明文化されていない。 【考え方】 ・ 実施すべき施策の基本的な方針を示す基本施策レベルを根拠とする場合、現行実行計画等の施策レベルで記載がない事項であっても、根拠があるとして調整計画策定の議論を踏まえることなく実施可能になってしまう懸念がある。一方、実行計画等における施策の記載が個別の事業の羅列となると、当該事業以外の事業について、施策に根拠があるかの判断がつきにくい。 ・ そこで、条例では施策までを根拠と規定しておき、計画において施策の記載レベルを抽象化し、個々の事業については別途掲載することで整合を図る。
5 調整計画		
○ 調整計画の策定の原則 市長は、長期計画の計画期間の初日から4 年以内に実行計画を見直し、調整計画を策定すること。	規則 第4条Ⅱ 市長は、長期計画の計画期間の初日から4 年を経過する日までに調整計画を策定するものとする。	【課題】 ・ 条例に規定がない 【考え方】 ・ 条例に規定する。 ・ 長期計画期間中に必ず1 度は調整計画を策定するため、最長でも4 年後まで策定しなければならないとする規定。市長交代等により策定が早まることも想定（過去に事例あり（四長調））。
○ 臨時的な調整計画の策定 市長は、上に記載のほか、市長選挙が行われたとき又は市政を巡る情勢に大きな変化があったと認められるときは、新たな調整計画を策定することができること。	条例 第3条 市長は、市長選挙が行われたとき又は市政をめぐる情勢に大きな変化があったときは、実行計画の見直しを行い、新たな実行計画を策定するものとする。	【課題】 ・ 市長選後に、調整計画を策定しないことは許容されないのか ・ 何をもって「大きな変化があったとき」とするのか？「あった」か「なかった」かは明確に線引きができない。 【考え方】 ・ 現行の規定が「するものとする」と、合理的な理由があれば策定しないことも許容される規定と考えられるが、より裁量の幅を広げるため「できる」規定とする。 ・ 「大きな変化があったと認められるとき」と規定し、客観的に認められるときと規定

○ 調整計画の計画期間 調整計画は、期間を5年とすること。ただし、新たに策定する調整計画の計画期間の終期が、当該長期計画の計画期間の終期を超えるときは、当該長期計画の計画期間の終期を新たな調整計画の計画期間の終期とすること。	<u>規則</u> 第4条Ⅲ 調整計画は、5年を1期として定める。ただし、調整計画の見直しを行い、新たな調整計画を策定する場合であって、当該新たな調整計画の計画期間の終期が当該長期計画の計画期間の終期を超えることとなるときは、当該長期計画の計画期間の終期を当該新たな調整計画の計画期間の終期とする。	【課題】 ・ 条例で規定がない 【考え方】 ・ 条例で規定することとし、内容は継承する。
○ <u>調整計画と展望計画の関係</u> 市長は、調整計画の策定にあたっては、当該調整計画の計画期間における長期計画の展望計画も踏まえること。	(新設)	【課題】 ・ 調整計画と展望計画の関係が分かりにくい 【考え方】 ・ 調整計画の策定にあたっては、展望計画の内容も踏まえ策定することを規定
6 市民等の参加		
○ 市民、議員、職員の参加機会の確保 市長は、長期計画又は調整計画の策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、計画策定の理念に基づき市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならないこと。	<u>条例</u> 第4条 市長は、長期計画の策定又は前条の規定による策定（以下「長期計画等の策定」という。）を行うときは、市民、市議会議員及び市職員が参加する機会を確保しなければならない。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
○ 策定委員会の設置 市長は、長期計画等の策定を行うときは、計画案を策定するため委員会を設置すること。	<u>条例</u> 第4条 2 市長は、長期計画等の策定を行うときは、策定委員会を設置するものとする。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
○ 計画案の尊重 市長は、策定委員会から計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。	<u>規則</u> 第6条 7 市長は、策定委員会から前項の計画案が提出されたときは、当該計画案を尊重して、長期計画等を策定するものとする。	【課題】 ・ 条例で規定がない 【考え方】 ・ 条例で規定することとし、内容は継承する。
7 策定委員会		
○ <u>委員構成</u> 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命すること。 ・ 市政に関し広くかつ高い見識を有する者 ・ その他長期計画等の策定にあたり市長が必要と認める者 ・ 副市長	<u>規則</u> 第6条 条例第4条第2項に規定する策定委員会 は、市政に関し広くかつ高い見識を有する者等の中から市長が委嘱する者及び副市長で構成する。	【課題】 ・ 条例で規定がない 【考え方】 ・ 条例で規定することとし、内容は継承する。 ・ 「等」を別に定義する（公募市民を想定）
○ <u>委員の任期</u> 策定委員会の委員の任期は、当該長期計画等の策定のときまでとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とすること。	(新設)	【課題】 ・ 委員の任期について規定がない 【考え方】 ・ 委員の任期を、計画の策定のときまでと規定
○ <u>その他の事項の規則への委任</u> この条例に規定するもののほか、 <u>策定委員会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定めること。</u>	(新設)	【考え方】 ・ 策定委員会の組織・運営に関する事項は規則で定める。
8 進捗管理等		
○ 施策及び事業の実施と管理 市長は、長期計画に定められた施策及び事業の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならないこと。	<u>条例</u> 第6条 市長は、長期計画に定められた政策の着実な実施及びその状況の管理を行わなければならない。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
○ 他の計画との関係 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならないこと。	<u>条例</u> 第7条 市長その他の執行機関が分野別又は事業別の計画を策定し、又は変更しようとするときは、長期計画との整合性を保つよう努めなければならない。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
9 委任		
この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めること。	<u>条例</u> 第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承。ただし、策定委員会の組織・運営については規則で定めることとしているため、「この条例に定めるもののほか」を追加
10 施行期日等		
○ 施行期日 この条例は、令和〇年〇月〇日から施行すること。	<u>条例</u> 付則 1 この条例は、公布の日から施行する。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
○ 適用関係 この条例は、施行日以降の日を始期とする長期計画から適用すること。	<u>条例</u> 付則 2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の日を始期とする長期計画について適用する。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承

2 武蔵野市長期計画等策定委員会規則（仮称）で規定する事項（案）

【注意】 規則で規定する事項（案）は現在の考え方を示したもので、文言については今後決定する。

規則で規定する事項（案）	該当する現行の規定	課題及び考え方
① 趣旨		
この規則は、武蔵野市長期計画条例第〇条第〇項の規定に基づき、武蔵野市長期計画等の策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	【規則】 第1条 この規則は、武蔵野市長期計画条例（平成23年12月武蔵野市条例第28号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。	【考え方】 ・ 今回は、策定委員会の組織及び運営についての規則となるので、趣旨に明記する。
② 用語の定義		
この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。		【考え方】 ・ 条を新設。規則上で規定が必要な場合は追加する。
③ 委員長及び副委員長		
○ 策定委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、策定委員会の委員の互選によりこれを定める。	【規則】 第6条 2 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれらを定める。	【考え方】 ・ 現状の規定を継承
○ 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。	【規則】 第6条 3 委員長は、会務を総括し、策定委員会を代表する。	【考え方】 ・ 現状の規定を継承
○ 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	【規則】 第6条 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。	【考え方】 ・ 現状の規定を継承
④ 会議及び議事		
策定委員会の会議は、委員長が招集する。	【規則】 第6条 5 策定委員会の会議は、委員長が招集する。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
⑤ 計画案の策定		
策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画の計画案を作成し、市長に提出する。	【規則】 第6条 6 策定委員会は、市民、市議会議員及び市職員の意見を聴取して、長期計画又は調整計画（以下「長期計画等」という。）の計画案を作成し、市長に提出する。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
⑥ 庶務		
策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課において処理する。	【規則】 第6条 8 策定委員会の庶務は、総合政策部企画調整課が行う。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
⑦ 委任		
この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、別に委員長が委員会に諮って定める。	【規則】 第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。	【考え方】 ・ 条例、規則に定めるもののほかは、委員会の運営については、委員会内で決定することとする。
⑧ 付則		
（施行期日） 1 この規則は、令和〇年〇月〇日から施行する。	【規則】 付則 この規則は、公布の日から施行する。	【考え方】 ・ 現行の規定を継承
（武蔵野市長期計画条例施行規則の廃止） 2 武蔵野市長期計画条例施行規則（平成23年12月武蔵野市規則第68号）は、廃止する。		【考え方】 ・ この規則の制定に併せて、現行の施行規則を廃止する

【参考】 現行条例及び施策で、改正後に規定しないもの

規定部分	規定内容	改正条例・規則に規定しない理由
規則第8条	（実施状況の管理） 第8条 条例第6条の規定による管理は、武蔵野市主要事業等進行管理規程（昭和48年7月武蔵野市訓令（甲）第4号）第10条の規定による進行管理会議における市長への報告その他の方法により行うものとする。	・ 改正条例で、内部規程である訓令の内容を規定することは適当ではないため